

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）



「東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）」

米ドルコース（毎月分配型） 分配金引き上げのお知らせ

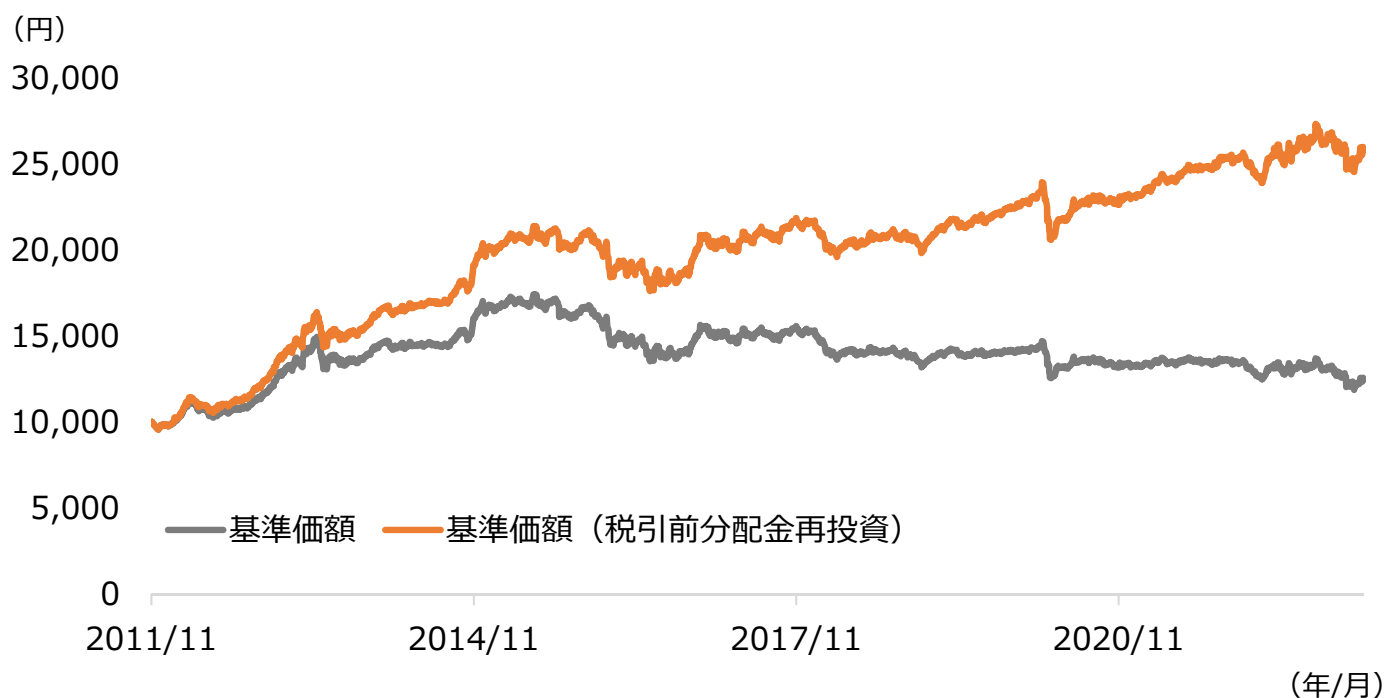
「東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）」米ドルコース（毎月分配型）は、2023年2月17日の決算時において、基準価額水準や市況動向等を勘案し、当期の分配金を下記とすることと致しましたので、お知らせいたします。

なお、他のコースにおける分配金に関しては、前決算期からの変更はありません。

コース名	当期 (2023年2月) の分配金	前期 (2023年1月) の分配金	前期比	設定来 分配金（累計）	当期決算日の 基準価額
米ドルコース (毎月分配型)	110円	90円	+20円	10,140円	12,427円

設定来の基準価額推移 ＜米ドルコース（毎月分配型）＞

2011年11月8日（設定日）～2023年2月17日、日次



※分配金は1万口当たり、税引前のものです。基準価額、基準価額（税引前分配金再投資）は信託報酬控除後のもので1万口当たりで表示しています。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

分配金はファンドの純資産から支払われるため、分配金の大小に応じて分配金落ち後の基準価額の下げ幅は変わりますが、分配金の大小によるファンドのトータル・リターンへの直接的な影響はありません。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※10ページの「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をご覧ください。

設定・運用：東京海上アセットマネジメント

＜米ドルコース（毎月分配型）＞

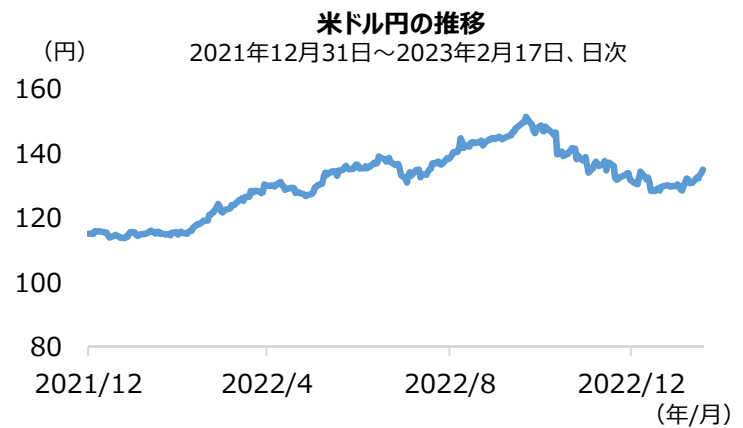
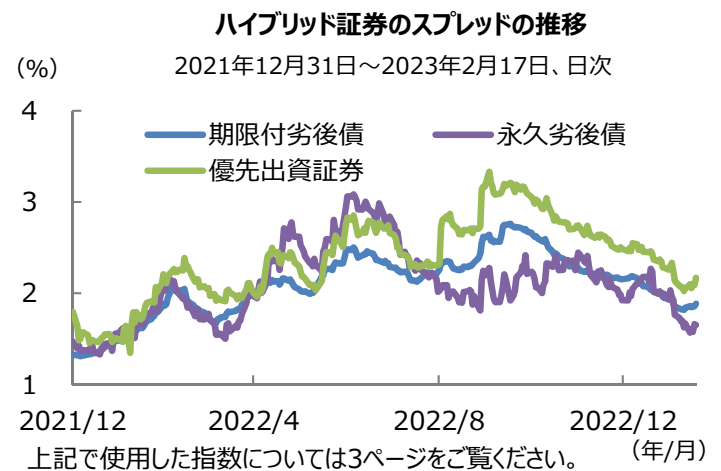
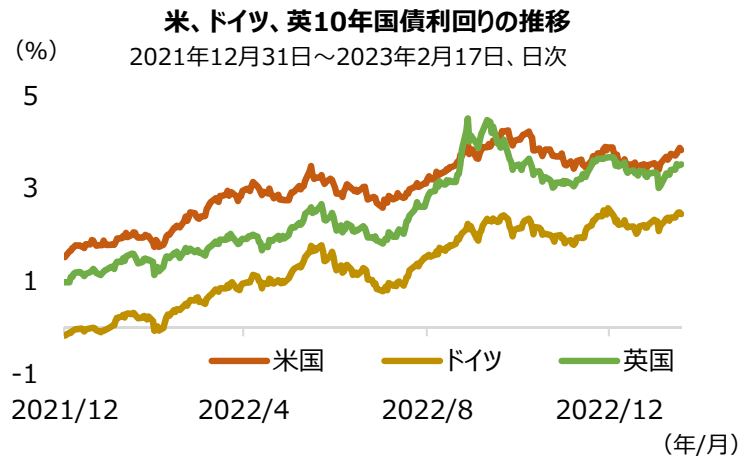
1. 分配金引き上げの背景

金利（10年国債利回り）については、欧米中央銀行が利上げを行うなど、金融引き締めに動いたことなどから、2022年初より欧米の金利（10年国債利回り）は上昇しました。年後半以降は、FRB（米連邦準備制度理事会）による利上げペース加速に対する懸念が後退したことなどをを受けて低下しましたが、2021年末の水準と比べると上昇しました。

ハイブリッド証券については、金利上昇や今後の景気後退懸念などを受け、スプレッド（社債と国債の利回り格差）は2022年中盤にかけて拡大傾向となりましたが、その後は、FRBによる利上げペース加速に対する懸念が後退したことなどをを受けて縮小ないしは横ばいで推移しています。

為替（米ドル円）については、日米間の金融政策の違いにより、日米金利差が拡大し、2022年3月以降、急速に米ドル高円安が進行しました。2022年10月下旬以降は、米国の利上げペース加速に対する懸念が後退したことや12月の日銀による金融政策修正を受け、円高傾向となりましたが、2021年末の水準と比べると依然米ドル高円安の水準にあります。

前記のような市場環境下、当ファンドの米ドルコース（毎月分配型）は、主に米ドル高円安により基準価額が上昇傾向となったことなどから、足もとの市場環境および基準価額水準、ポートフォリオの利回りなどを総合的に勘案し、今回分配金を引き上げることとしました。



出所：ブルームバーグ

2. 今後の見通し

ハイブリッド証券については、今後も世界経済や先進主要国の中央銀行の動向、ウクライナ情勢などを注視する必要がありますが、過去の規制強化もあり金融機関の多くが健全な財務状況を維持しているとみられること、金利上昇により金融機関の貸し出しポートフォリオの利ザヤが改善する可能性があること、これまでの金利上昇や社債スプレッドの拡大から、政策金利の引き上げや景気減速などが一定程度市場に織り込まれたとみられることなどが、ハイブリッド証券の下支え要因となると考えます。米ドル円は、日銀による更なる金融政策の修正が円高圧力となる可能性があるともみられる一方で、日米の金利差が高水準に留まるとみられることが米ドルの下支え要因になると考えられます。

上記は、弊社見通しおよび過去の実績であり、将来の動向や運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※10ページの「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をご覧ください。

設定・運用：東京海上アセットマネジメント

ファンドの特色

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

1. 世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とします（「マネープール・ファンド」を除く）

- 各コースは、世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とする円建ての外国投資信託「東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Rogge グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」（以下「外国投資信託」といいます。）と、円建ての国内籍の投資信託である「東京海上マネーマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「マネープール・ファンド」は、円建ての短期公社債等を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

2. 投資対象は取得時において投資適格（BBB格）相当以上を有するものとします。

- 外国投資信託が投資対象とするハイブリッド証券等は、取得時において、ムーディーズ社、S&P社、フィッチ社（2022年9月末時点）のいずれかより投資適格相当以上の格付けを取得しているハイブリッド証券等に限りです。
- ※取得後に格付けが投資適格相当未満に下がった場合においても、個別銘柄分析等による投資判断に基づいて当該銘柄の保有を継続する場合があります。

3. 「東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）」は、投資対象とする外国投資信託における為替取引手法の異なる8本のコースおよび「マネープール・ファンド」から構成されます。

- 「円コース（毎月分配型）」においては、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として対日本円での為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- 「円コース（毎月分配型）」以外の各コースにおいては、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として当該通貨での為替取引を行います。（例えば「豪ドルコース（毎月分配型）」においては、「原資産通貨売り／豪ドル買い」等。）
- 「資源国通貨バスケットコース（毎月分配型）」においては、豪ドル、ブラジル・レアル、南アフリカ・ランドで概ね3分の1ずつ為替取引を行います。
- 「円コース（毎月分配型）」の対日本円での為替ヘッジおよび「円コース（毎月分配型）」以外の各コースの当該通貨での為替取引は外国投資信託において行います。
- 各コース間および各コースと「マネープール・ファンド」間でスイッチングが可能です。

4. ハイブリッド証券等の実質的な運用は

「Allianz Global Investors GmbH」※（アリアンツGI社）が行います。

- ※当局の承認後、移行期間を経て、現在の運用拠点である「Allianz Global Investors GmbH」のUK Branch が「Allianz Global Investors UK Ltd」となります。「Allianz Global Investors UK Ltd」となるタイミングで、「Allianz Global Investors GmbH」から「Allianz Global Investors UK Ltd」に変更する予定です。当該変更により、ファンドの投資哲学、投資プロセス等に変更ありません。
- 外国投資信託におけるハイブリッド証券等の運用の指図（米ドル以外の通貨建資産の対米ドルでの為替取引を含みます。）は「アリアンツGI社」が行います。
 - 外国投資信託における各クラスの対日本円での為替ヘッジおよび日本円を除く当該通貨での為替取引は、「東京海上アセットマネジメント」が行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<当資料で使用している指数>

期限付劣後債:ブルームバーグ・グローバル優先証券（Lower Tier 2）インデックス、永く劣後債:ブルームバーグ・グローバル優先証券（Upper Tier 2）インデックス、優先出資証:ブルームバーグ・グローバル優先証券（Tier 1）インデックス

※ハイブリッド証券の定義はブルームバーグ・インデックスの定義によります。

※上記ハイブリッド証券のインデックスには、金融機関以外の事業会社が発行するハイブリッド証券が含まれる場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

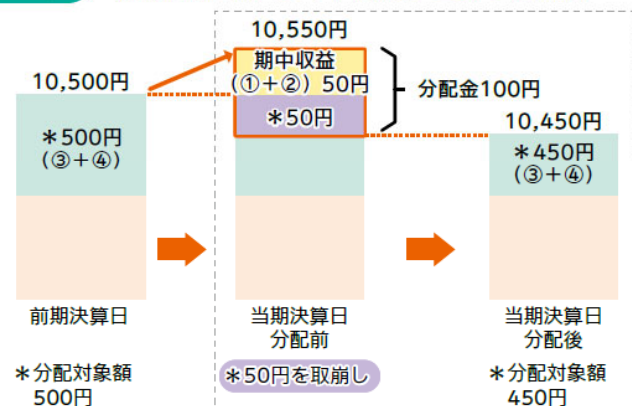
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

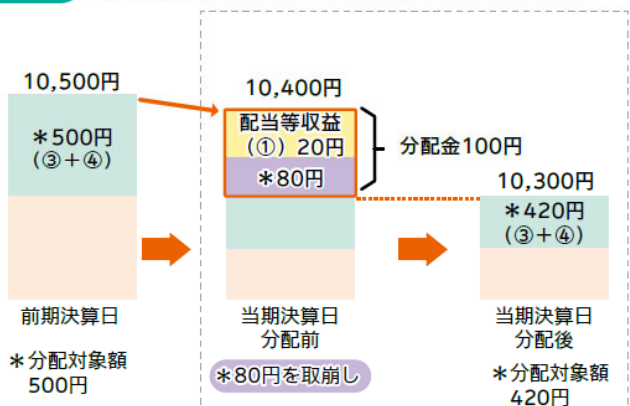
①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



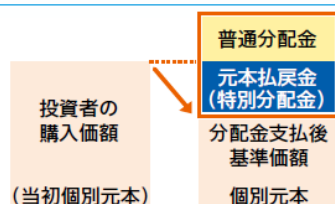
ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



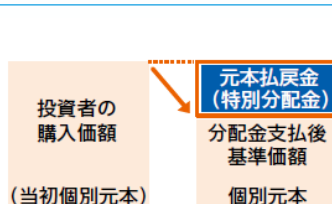
❗ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



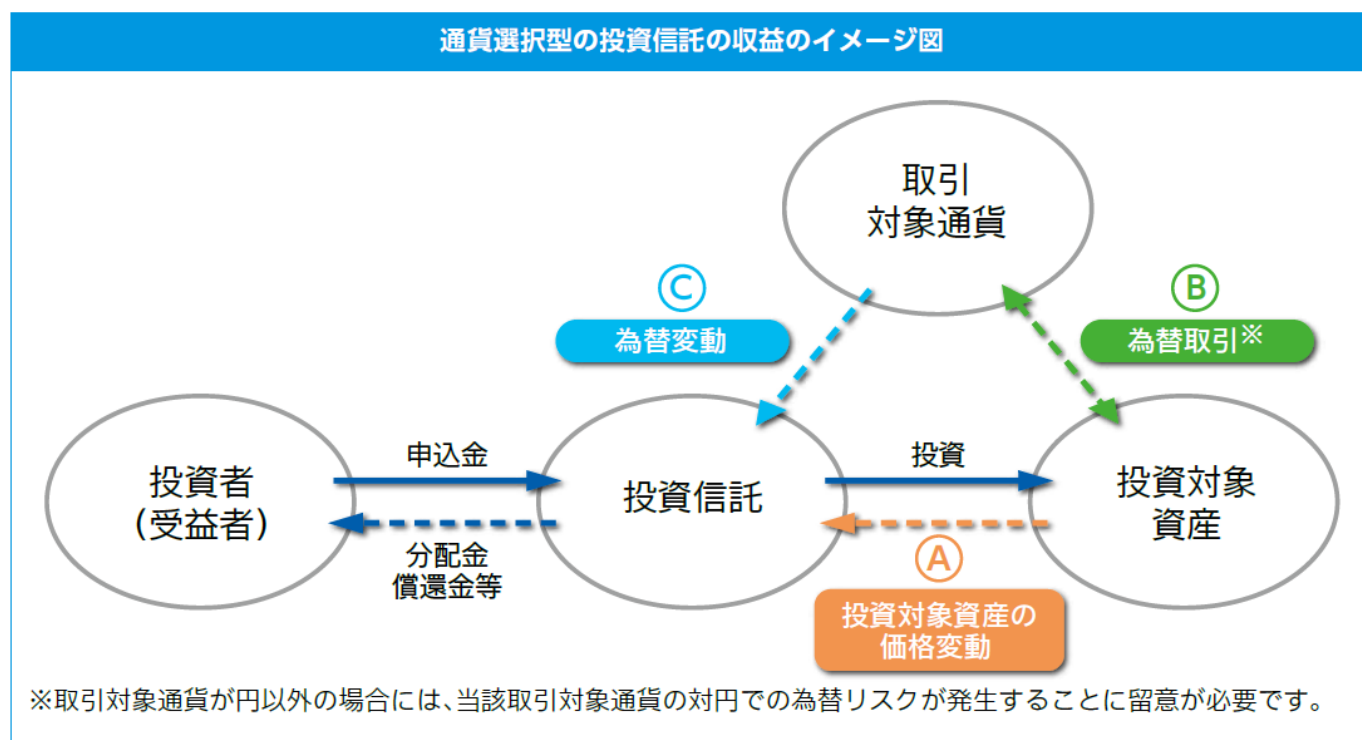
※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

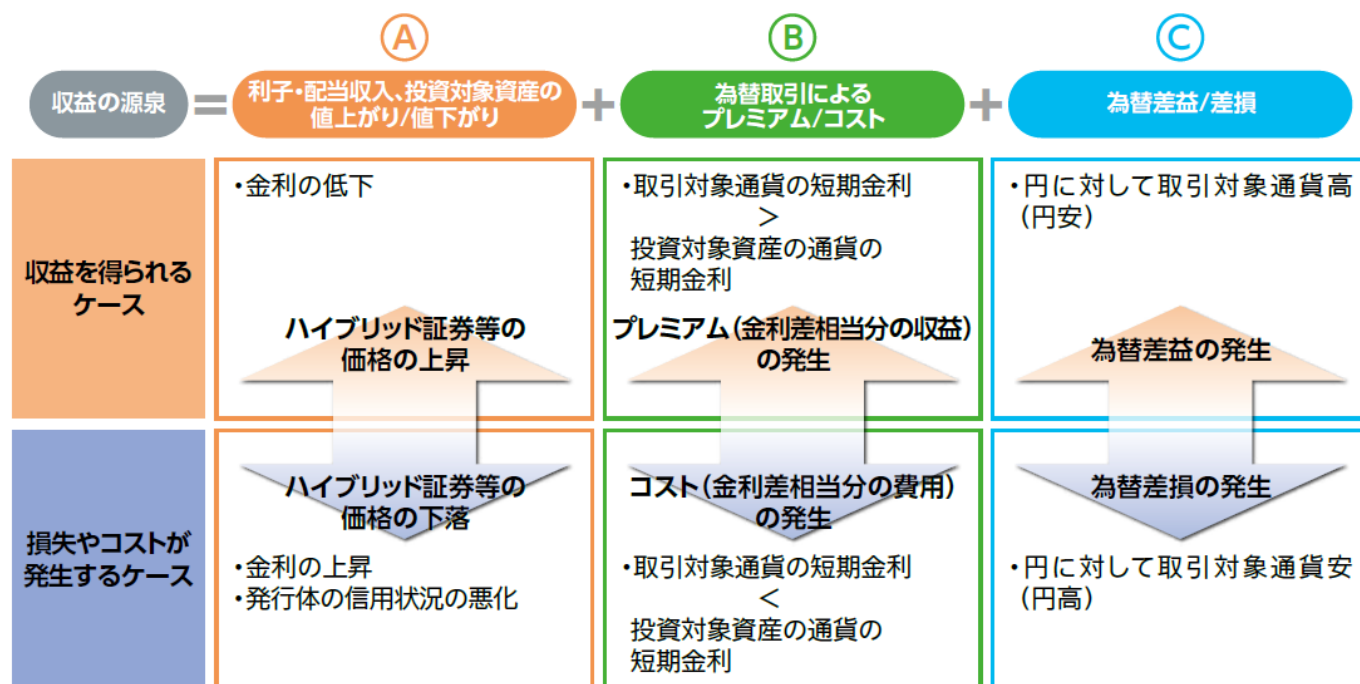
元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型の投資信託の収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※「取引対象通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)や為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)は発生しません。

※新興国通貨の場合等は、為替取引によるプレミアム/コストに金利差がそのまま反映されない場合があります。

※為替市場における需給の影響等によっては、為替取引によるプレミアム/コストが金利差相当分とは異なる水準となる場合があります。

基準価額の変動要因

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

各コース

価 格 変 動 リ ス ク

ハイブリッド証券への投資に伴うリスク

ハイブリッド証券への投資には次のような特有のリスクがあり、信用リスクや流動性リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

・弁済の劣後リスク

一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破たん等に陥り、普通社債等が全額支払われない場合、ハイブリッド証券は元利金の支払いを受けられないことがあります。また、ハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して低い格付が格付機関により付与されていますが、その格付がさらに下落する場合には、ハイブリッド証券の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。

・トリガーイベントに伴うリスク

ハイブリッド証券には、金融監督当局が発行体を実質破たん状態にあると判断した場合等のトリガーイベントが発生した場合、当該証券の元本が削減されるリスク等があります。この場合、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

・繰上償還延期リスク

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還（コール）条項が付与されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

・利息・配当繰り延べリスク

利息または配当の支払い繰り延べ条項を有するハイブリッド証券は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待されるインカムゲインが得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性があります。

・制度変更等に関わるリスク

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

次ページに続く

為 替
変 動 リ ス ク

円コース

主要投資対象である外国投資信託は、原資産通貨売り／円買いの為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、追加設定・解約の影響等により、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、原資産通貨の金利が円金利より高い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

円コース以外の各コース

主要投資対象である外国投資信託は、原資産通貨売り／各コースの通貨買い（資源国通貨バスケットコースは豪ドル、ブラジル・レアル、南アフリカ・ランドを概ね3分の1ずつ）の為替取引を行います。これにより、各コース通貨の為替レートの変動の影響を受け、各コースの通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。当該為替取引は、追加設定・解約の影響等により、原資産通貨売りの額と各コースの通貨買いの額を完全に一致させることができるものではありません。また、原資産通貨の金利が各コース通貨の金利より高い場合、これらの金利差相当分のコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のコストがかかる場合があります。

各コースの主要投資対象である外国投資信託の組入資産は、米ドルやユーロ等複数の通貨（原資産通貨）で構成されています。外国投資信託における米ドル建以外の組入資産に関しては、原則として原資産通貨売り／米ドル買いの為替取引を行った上で、各クラス（「日本円クラス」を除く）では米ドル売り／各コースの通貨買いの為替取引を行い、「日本円クラス」では米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行います。その際、取引のタイミングや金額のずれが生じる場合があります、必ずしも完全な為替取引および為替ヘッジの効果が得られない場合があります。

外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用することにより、為替取引を行うことがあります。NDFの取引価格は、需給や当該対象通貨に対する期待等により、当該通貨の金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、ファンドの基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

カ ン ト リ ー
リ ス ク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があります、そのため証券価格の変動が大きくなる場合があります。

次ページに続く

特定の業種 への集中投資 リスク	投資対象とする外国投資信託を通じて、金融機関が発行するハイブリッド証券に集中的に投資するため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる場合があります。
------------------------	---

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

各コース、マネープール・ファンド共通

金利 変動リスク	ハイブリッド証券や公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、ハイブリッド証券や公社債、短期金融商品等の発行体にデフォルトが生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 なお、各コースが実質的に投資対象とするハイブリッド証券は、比較的流動性が低いため、より流動性の高い資産への投資を行うファンドと比べて、基準価額への影響度合いが大きくなる可能性があります。

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ファンドの費用・税金

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの費用

各コース

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入価額に対して以下の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。

購入時手数料

料率	役務の内容
<u>上限</u> <u>3.3% (税抜3%)</u>	商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。

信託財産留保額 ありません。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

運用管理費用
(信託報酬)

	信託報酬率	支払先	配分(税抜)
ファンド	年率1.0153% (税抜0.923%)	委託会社	年率0.28%
		販売会社	年率0.62%
		受託会社	年率0.023%
投資対象とする外国投資信託の 信託報酬率	年率0.677% ^(注)		
実質的な負担 [※]	<u>年率1.6923%程度(税込)</u>		

(注) ただし、投資対象とする外国投資信託の信託報酬のうち受託会社に支払う報酬(年率0.01%)が10,000米ドルに満たない場合は10,000米ドルとなりますので、外国投資信託の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。

※各コースが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

支払先	役務の内容
委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

次ページに続く

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年66万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・信託事務等にかかる諸費用
- ・投資対象とする外国投資信託における諸費用

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※「ファンドの費用」に記載する手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

■ 販売会社

商号（五十音順）	登録金融機関	金融商品取引業者	登録番号	加入協会			
				日本証券業協会	日本投資顧問業協会	一般社団法人一般社団法人金融先物取引業協会	第二種金融商品取引業協会
株式会社 三菱UFJ銀行 （委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）	○		関東財務局長（登金）第5号	○		○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○

■ 委託会社 東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク 0120-712-016 ※営業日の9時～17時

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【当資料のお取り扱いにおけるご注意】

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。